

不動産登記に関する事務の一部の停止について

県営土地改良事業に係る換地処分の公告が令和5年11月17日になされたことに伴い、下表の地域について、当該事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務の処理ができません。

これにより、当該地域の不動産を目的にした各種登記申請は、当該事業の登記が完了するまでの間は、原則として受理することができませんので、御注意願います。

また、当該地域の不動産について、当該事業の登記が完了するまでの間は、**登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されません**ので、御注意願います。

なお、御不明な点は、管轄登記所にお尋ねください。

仙台法務局

期 間	地域名	事業名
令和5年11月17日 から 令和6年5月31日 まで	石巻市 下記の各一部 (仙台法務局石巻支局管轄)	県営土地改良事業 (広渕沼地区)

記

前谷地字赤羽根、字八工区北、字六工区北二号

和渕字五工区北二号、字六工区北三号、字三工区北

北村字八工区西、字八工区東、字七工区西、字十工区、字幕ヶ崎、字新下田、字中田、字新俵庭、字戸井場、字幕ヶ崎一、字沢田二、字漆房三、字下田三

広渕字七工区東、字六工区南、字五工区中、字五工区南、字四工区、字三工区南、字二工区北二号、字二工区南、字九工区東、字境松、字札前、字新泉沢、字米ヶ崎、字砂、字泉沢

須江字二工区北一号、字一工区東、字一工区西、字八反巻、字沖新田、字清水前、字鷺の巣